

令和8年（2026年）度事業評価シート

令和 8 年 6 月 30 日

評価対象事業	こども - 04		未熟児養育医療事業					■ 法定受託事務		
所管課	こどもみらい部 こどもみらい課					評価者	こどもみらい課担当課長 高木 賢一郎			
一般	会計	款	15	項	10	目	5			
総合計画上の位置付け	分野名	子育て			施策の方針名		子育て家庭への支援			

1 事業の目的

対象	出生時の体重が2,000g以下または身体の発育が未熟のまま出生した乳児（0歳児）	意図	諸機能を得るまでに必要な入院医療にかかる費用を負担することにより、保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図るため。
効果	未熟児の養育者の経済的負担を緩和し、医療を受けやすい環境を醸成する。		

2 事業工程と運営資源配分

☐ 単年度事業 ☐ 終期のある事業 （事業終了予定年度： 年度） ■ 単年度繰返

	令和7年度	令和8年度	令和9年度（未定）
事業工程	出生時の体重が2,000g以下または身体の発育が未熟のまま出生し、指定医療機関へ入院して養育医療を行う必要のある乳児（0歳児）に対して、諸機能を得るまでの必要な入院医療にかかる費用を負担。	出生時の体重が2,000g以下または身体の発育が未熟のまま出生し、指定医療機関へ入院して養育医療を行う必要のある乳児（0歳児）に対して、諸機能を得るまでの必要な入院医療にかかる費用を負担。	出生時の体重が2,000g以下または身体の発育が未熟のまま出生し、指定医療機関へ入院して養育医療を行う必要のある乳児（0歳児）に対して、諸機能を得るまでの必要な入院医療にかかる費用を負担。
予算額（千円）	8,919	8,836	
国県支出金	5,311	5,256	
地方債			
その他	1,815	1,815	
一般財源	1,793	1,765	0
当初人員配置数	0.1	0.1	0.0
人件費（千円）	854	883	0
事業実績	出生時の体重が2,000g以下または身体の発育が未熟のまま出生し、指定医療機関へ入院して養育医療を行う必要のある乳児（0歳児）に対して、諸機能を得るまでの必要な入院医療にかかる費用を負担した。		
決算額（千円）	7,987		
国県支出金	3,517		
地方債			
その他	2,879		
一般財源	1,591	0	0
人員配置実績数	0.1	0.0	0.0
人件費（千円）	828	0	0

3 活動結果（アウトプット）指標

No	活動結果（アウトプット）指標		単位	初期値	目標値 目指す方向	R7	R8	R9
	指標名	未熟児養育医療の助成延件数	件	58	⇒	69		
活1	実績につながる活動	未熟児の養育者の経済的負担を軽減した。				7,985		

活動結果指標の実績に影響を与えた外部要因	該当なし
本事業実施に伴う活動結果指標の達成状況に対する評価	未熟児の養育者の経済的負担を軽減することは、施策の方針中、子育て家庭への支援に寄与した。

4 成果（活動による直接アウトカム）指標

No	成果（アウトカム）指標の内容	単位	初期値	目標値 目指す方向	R7	R8	R9	関連する活動結果指標No (最大3つ)
成1								

成果指標の実績に影響を与えた外部要因	該当なし
本事業実施に伴う成果指標の達成状況に対する評価	アウトカム指標の設定は、法定受託事務である事業の性質上なじまない。
活動結果指標と成果指標結果の比較分析（寄与度）	指標設定なし

5 評価結果

評価	妥当性	事業に対するニーズ	☐ 増えている	☒ 変わらない	☐ 減少している
		事業実施の主体となるべき者	☒ 市	☐ 国・県	☐ 民間事業者 ☐ なし
	有効性	事業の成果	☐ 十分に出ている	☒ 概ね出ている	☐ 出していない
	効率性	事業費削減余地	☐ ある	☒ なし	
		関連・類似事業との統合	☐ できる	☒ できない	
方向性	公平性	受益者負担	☐ 導入済	☐ 導入予定	☒ 導入できない
		評価実施年度の方向性	⇒ 評価実施翌年度以降の方向性		
	事業内容の方向性	☒ 事業内容は現状通り ☐ 事業内容は見直し済 ☐ 事業を休止又は廃止済 ☐ 他事業と統合済	⇒	☒ ① 事業内容は現状通りとする ☐ ② 事業内容は見直す → ☐ 拡大 ☐ 縮小 ☐ その他 ☐ ③ 事業は休止又は廃止する ☐ ④ 他事業と統合し、本事業は廃止する → 事業へ統合	
	予算規模の方向性	☒ 予算規模は現状維持 ☐ 予算規模は拡大済 ☐ 予算規模を縮小済	⇒	☒ ① 予算規模は現状維持とする ☐ ② 予算規模は拡大する ☐ ③ 予算規模は縮小する	

今後の取組方針（見直し方針）	課題への対応		結果	具体的な内容	
	前年度の新たな課題への対応結果		前年度は新たな課題なし		
	活動結果指標や成果指標の達成状況に影響を与える新たな課題		新たに認識された課題はなかった		
	新たな課題に対応するための新規事業の必要性		新たに認識された課題はなかったため検討なし		
	総評	母子保健法第20条に基づく医療費の給付として、未熟児の保健の向上と福祉の増進に努める事業である。成果指標の設定には馴染まないため、定量的な評価はできないが、医療を受けやすい環境を確保することで、小児の保健の向上に寄与していると評価している。			上位施策への寄与度 A

○ 他市比較・ベンチマーク（県内外自治体や民間団体との比較値）

比較事項									
団体名	鎌倉市	藤沢市	茅ヶ崎市	平塚市	小田原市	横須賀市	葉山町	逗子市	三浦市
他市実績									
当該事業実施に伴う他市比較に関する考え方		法定事業であり他市等と比較することが適当でない。							